

ジェンダーの政治学(下)シティズンシップの 構想とエージェンシー

衛藤, 幹子

(出版者 / Publisher)

法学志林協会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法学志林 / Review of law and political sciences

(巻 / Volume)

101

(号 / Number)

3

(開始ページ / Start Page)

5

(終了ページ / End Page)

44

(発行年 / Year)

2004-02-27

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00003529>

ジェンダーの政治学(下)

—シテイズンシップの構想とエージェンシー—

衛藤 幹子

はじめに

- 一 フェミニズムとジェンダー
- 二 リベラリズムの政治社会とメンバーシップ
- 三 普遍的平等の逆説(以上、上巻)
- 四 政治参加と民主主義

(一) 参加民主主義

(二) 政治的弱者のエンパワメントと「エージェンシー」

(三) 「エージェンシー」の政治作用

むすび

ジェンダーの政治学(下) (衛藤)

四 政治参加と民主主義

(一) 参加民主主義

では、民主的なシティズンシップはどのように構想できるのであろう。たとえばヤングの社会集団毎の違いにもとづくシティズンシップは、「集団代表 (group representation)」制度と「特別な権利 (special rights)」とによって構想されている。⁽¹⁰⁾ ハーバースの討議的倫理の概念に触発されたという「集団代表」制度は、米国において抑圧や不利益な扱いを受けている社会集団 (被抑圧者集団) —— 女性、アフロ、チカノ、アジア系、その他の少数民族、障害者、同姓愛者、老人 —— が社会政策の決定過程に参加し、彼らの意見を政治の意思決定に直接反映することをめざす。すなわち、政府は、ある被抑圧者集団が利害関係をもつ政策を提案するとき、そのグループに公共の議論の場に参加して意見を述べ、政府案が彼らの利害と対立するときには拒否権を行使し、あるいは彼ら自身の対案を提示する機会を保障する。こうした「参加民主主義」の実践によって、支配者集団とは明らかに異なる被抑圧者集団の要求や利益を実現しようというのである。⁽¹¹⁾ 他方、「特別な権利」は、被抑圧者集団の不利益が生理的あるいは社会的な条件にもとづく特殊な状況によってもたらされるとき、その特殊な状況の予防もしくは是正を保証するもので、ヤングは、具体例として、妊娠した女性労働者の出産休暇、また高齢者が就労する場合若者とは異なる基準によってその労働条件を保護する制度などを挙げている。⁽¹²⁾ ところで、ヤングは、この「特別な権利」を、アフーマティヴ・アクション (13)

firmative action' 積極的差別是正措置⁽¹⁹⁾とは異なるものだと言っている。というのも、「特別な権利」が不利益を受けている集団が支配者集団とは異なった文化や生活様式をもち、そうした事情こそが彼らに不利益をもたらしているという考え方を前提にしているの対し、後者の根拠は「過去に差別されてきた、あるいはそのために現在も不利益を受けている集団に対する償い (compensation)」という支配集団の偏った理解に基づいており、しかもその償いの基準や対象の判断には「少なくとも何らかの範囲で支配集団——アングロサクソン系白人男性——の特殊な生活と文化的経験が反映されている」からである。したがって、ヤングによれば、アフアーマティヴ・アクションによる措置は真の平等には貢献しないばかりか、差別を固定化する方向に作用するのである。⁽²⁰⁾

すでに述べたように、近代的シティズンシップは市民的自由権、政治的権利、社会権の三つの権利によって構成され、現代社会においてははずれも市民生活にとって不可欠な権利である。しかしながら、シティズンシップという地位それ自体が政治的意思によって支配されているということを考えるならば、真の「市民」の地位を回復しようとする人びとにとって政治的権利こそが重要になるだろう。「特別な権利」も政治的決定によって制度化されるのである。ところが、皮肉にも、近代的シティズンシップにおいてもっとも形式化しているのも、この政治的権利である。大多数の市民の政治参加が投票という受動的な行為に限定され、しかも政治的決定の中枢を担う少数の政治エリートは先住の支配者集団——男性、中産階級、白人、アングロサクソン系民族等によって特徴づけられるグループ——によって占められている。このことは、すでに論じたとおりである。被抑圧者集団の政治参加は、投票という間接的な行為に制限されているばかりか、その意思を伝えるために、政治的決定の中心に彼ら彼女らの代表を満足に送ることすらできないのである。

代表制民主制度と普遍主義による均質な政治的平等という二重の拘束が被抑圧者集団の政治的不平等を固定化し、この政治的不平等ゆえに被抑圧者集団の「二流市民」という地位が永続化している。それゆえ、被抑圧者集団が政治的決定に直接関与する参加民主主義によって、普遍的平等がもたらす不平等を是正することが期待されるのである。事実、スクワイアズは、英語圏のフェミニストたちによるシティズンシップの議論は、差異と平等をめぐって対立しているものの、真の平等のための民主的なシティズンシップを実現する有効な処方箋として参加民主主義を擁護する点では一致していることを指摘している。^(註)

参加民主主義は、川崎によると、三つに分類されるラディカル・デモクラシー（広義）のうちの一つのタイプで、「政治参加そのものの価値を重視し民主的参加の実質化を求める」考え方なのだという。他の二つのタイプは、「議論の空間としての公共性とそこにおける合意形成の合理性の意義を重視する審議的民主主義」と「差異の事実と多様性の存在を積極的に意味づけることに中心的関心をよせる『狭い意味でのラディカル・デモクラシー』」である。^(註)スクワイアズのいうフェミニストによって合意された「参加民主主義」は、川崎の類型における第一のタイプというよりは、むしろ広義のラディカル・デモクラシーという意味で使われているようである。また、川崎の類型のなかでヤングは「狭義のラディカル・デモクラシー」の論者として分類されているが、ヤング自身は参加民主主義という言葉を用いる一方で、ハーバーマスの討議的倫理の影響を受けていることを自ら認めている。そして、確かにヤングの目的は「差異の事実と多様性の存在を積極的に意味づけること」にあるけれども、民主主義の実践という面では「民主的参加の実質化を求める」という指向性をもっている。

自らの立場を（狭義の）ラディカル・デモクラシーと位置づけるムフを除いて、フェミニストたちは一般的にこう

した政治への直接的な関与行為をラディカル・デモクラシーではなく参加民主主義と称し、さほど厳密な定義づけを行ってはいない。⁽¹²⁾しかし、その呼び方は何であれ、川崎が指摘するように、フェミニストの参加民主主義の考え方には、「利益民主主義としての多元主義への批判」が埋め込まれている。

たとえばヤングは、「集団代表」制度が利益集団多元主義 (interest group pluralism) とは一線を画すものであることを強調する。⁽¹³⁾すなわち、「集団代表」は、抑圧され、あるいは不利益を受けている社会集団の社会的アイデンティティや生き方を代表するのであって、経済的利益や特定の政治的地位を追求するのではない。利益集団の場合、自己の利益を最大化するために競合する他のグループの利益を排除しようとするので、その議論や意思決定の過程が公共の場に立ち上がってこない。それに対し、「集団代表」におけるグループの議論や意思決定は「異質な社会集団によって構成される公共の場」において行われるので、公共討論の基盤を提供することができる。⁽¹⁴⁾しかも、被抑圧者集団の利益は、「公共の正義」の基準にもとづいて査定される。⁽¹⁵⁾しかし、それでもムフはこのヤングの説明に納得せず、ヤングのアプローチは被抑圧者集団のメンバーのアイデンティティや利益が彼らの本来の政治的任務(投票)に先行して擁護されるという点で利益集団多元主義と区別し難いと批判している。⁽¹⁶⁾

フェミニストが利益集団多元主義を警戒するのは、利益政治が代表制民主主義の形骸化を進行させるだけでなく、利益集団も米国社会でいえばアングロサクソン系白人男性に代表される支配者集団に属するの**人びと**のグループにすぎず、支配者集団の政治の論理に奉仕するだけの彼らの活動が被抑圧者集団をいっそう政治的に無力にするからである。とはいえ、ムフの批判は代表制民主主義をめぐる両者の認識の隔たりを明らかにしている。非政治エリート**の**唯一の政治的任務である投票に政治的正統性を求めようとするムフが代表制民主主義という枠組みを踏み越えようとし

ないのに対し、ヤングの提案は意思決定への直接的な参加制度を導入することによって代表民主主義それ自体の修正を試みるものである。しかしながら、この直接的な参加制度は、間接的民主制度に取って代わろうとするものではないし、またそれを侵蝕することも本意ではない。

ヤングは、「集団代表」のメカニズムは「そのグループの存在基盤にもとづいて自律を維持しながら、そのグループの意見を代表して意思決定に参加する」という集団の組織的自律に基礎づけられ、その構造が「地域代表や政党代表の構造によって置き換えられてはならない」としている⁽¹²⁾。そして、この考え方は「意思決定過程を民主化するためにより大きなプログラムの一部と理解すべき」であり、そこでの議論や結論をそのまま政治の決定に置き換えるべきではないと述べている⁽¹³⁾。つまり、この直接的な参加制度は、代表制民主制度を補完し、形骸化しがちな市民の政治参加を活性化するものとして位置づけられるのである。

今日のような高度に複雑化した政治社会において、直接民主主義によって政治を運営することはすでに不可能であり、間接民主制度を基本としながら、政治的弱者の文化的あるいは社会的利益の擁護やとくに民意を反映しなければならぬような政策課題などにかぎって直接参加制度を適用するというのが妥当な方法だと考えられる。その点で、ヤングの「集団代表」制度の構想は示唆に富んだ提案である。しかしながら、こうした制度は、それが法的な、あるいはそれに準ずる効力をもったシステムとして政治過程に組み込まれた途端、それがやがて形式化し、まさにムフが指摘するように利益集団多元主義へと変質する可能性があることは、そのスローガンにもかかわらず必ずしも真の「市民参加」が実現しているとは言えない日本の地方政府における市民（住民）参加制度の実態を考えれば容易に理解できよう。確かに、それはどういった市民がその審議会に参加するのか、「市民」の中身にもよるだろう。また、

参加者の討議が十分に尽くされ、討議の結論が政策決定に正確に反映されるのか、その成否には制度の設計や運営も関係するだろう。しかし、たとえ当該政策課題に利害関係をもつ市民、とりわけ障害者や高齢者といった社会的政治的弱者集団の代表をメンバーに加え、参加者が自由かつ十分に討議を尽くすことができ、そこでの意見が政策案に反映される仕組みになっていたとしても、それぞれのグループの利益を代表する参加者自身がこの直接参加の機会を効果的に活かすことができなければ、制度がやがて形骸化するであろうことは目に見えている。被抑圧者集団の自律と自ら政治影響力を獲得していくためのエンパワメントが求められるのである。ヤングも、「集団代表」制度の前提として、被抑圧者集団が集団的エンパワメントの感性を磨き、彼らの集団的経験と関心とが彼ら自身の努力によって社会に理解され、政策に反映されるようにグループの自主組織化 (self-organization of group) を図る必要がある⁽¹⁹⁾ことに言及している。

(二) 政治的弱者のエンパワメントと「エージェンシー」

政治的被抑圧者集団のエンパワメントは参加民主主義の必須の要件である。「エンパワメント」は、社会サービスの提供についての原理 (philosophy) をめぐる議論のなかで登場してきた言葉であるが、フェミニストたちは、それを個人と集団との二つの次元でとらえている。すなわち、女性が自律によってその生を自ら決定し、誇りをもって生きることを可能にする個人の成長を意味するエンパワメントと、女性たちの集団が政治過程に能動的なプレイヤーとして登場し、政治制度に影響力を行使する集団的政治行動の原動力となるためのエンパワメントとである⁽²⁰⁾。参加民主主義は、直接的には後者の集団の次元におけるエンパワメントと結びついている⁽²¹⁾。しかしながら、組織の

自律は自立した個人間の連帯と協力とによって可能になるのであるし、逆に個人の成長は集団的活動によって促されるので、二つの次元を切り離すことはできない。個人レベルのエンパワーメントも参加民主主義の間接的な要件である。言い換えれば、エンパワーメントは政治社会において抑圧され差別的な取り扱いを受けている人びとが個人として、また集団として自律性を回復し、政治的影響力を獲得する成長のプロセスなのである。

そして、こうした「エンパワーメント」のための場 (space) を提供するのが「エージェンシー (agency)」である。権力とエージェンシーとの関係に注目するギデンズは、エージェンシーを次のように説明している。ギデンズは、まず「パワー power」を集団や個人がその意思を他者に行使する「権力」と自己実現のための生成的な (generative) 「力」の二つの概念にわけ、エージェンシーは後者の生成的な「力」と結びついているとする。⁽¹³⁾ すなわち、社会における「行為者 (agent)」としての「人間 (human being)」は、変化を求めて与えられた事態に介入する能力 (capability) を有している。この「ものごとを」変えうる能力 (transformative capacity) が「生成的な力」の源泉であり、こうした力をもつ行為者は社会においてはエージェンシー (変化をもたらす因子) として作用するのである。⁽¹⁴⁾ エージェンシーは、「政治的選択を為し得る個人または集団の自律的な行為」であり、その行為は「時間の経過や場所の拡大によって、やがて社会システムのなかに構造的に組み込まれる」。⁽¹⁵⁾ しかしながら、エージェンシーそれ自体が社会システムによる統制を受けるので、個人や集団の行動は新しい社会システムの創造ではなく、システムの変更あるいは再生産として表出される。⁽¹⁶⁾

フェミニストたちは、多かれ少なかれこのギデンズの考え方に触発され、エージェンシーの概念を発展させてきた。もっとも、ギデンズが定式化したもう一つの他者を支配する「権力」は、エージェンシーを社会変革のみならず、既

存の社会システムを再生産し、さらに強化する方向にも向かわせる。そのため、フェミニストたちは、エージェンシーを抑圧的な社会関係からの解放という文脈と同時に、女性を抑圧的な構造に縛り付けるものとしても認識した。⁽¹³⁾たとえば、スコットは、リンダ・ゴードンとの社会サービスのエージェンシーをめぐる論争において、ゴードンが「福祉受給者を社会的な統制によってただ支配されるだけの犠牲者というよりも自らの力によって交渉する能動的な行為者として位置づけている」ことを批判し、エージェンシーを積極的に定義することに否定的である。⁽¹⁴⁾ガーディナーは、「米国のフェミニスト研究者たちはエージェンシーが女性に貢献するために機能するばかりか、個人や集団としての女性と真っ向から対立することがあると考えている」と指摘している。⁽¹⁵⁾

他方、英国のフェミニスト研究者たちは、こうした警戒心よりも、むしろエージェンシーを積極的に評価し、女性解放への突破口として位置づける傾向にあるようだ。⁽¹⁶⁾今日の硬直化した自由主義的民主主義に代わる新しい民主主義を政治への参加のみならず経済活動や社会生活などあらゆるレベルにおける意思決定への直接参加によって構想するグールドは、直接参加は「個人が自己選択をなすことができるようになる自己成長 (self-development)」によって基礎づけられ、この自己成長の場を提供するのがエージェンシーである」と述べている。⁽¹⁷⁾また、リスターは、ギデンズの理論に依拠しつつ、民主的なシティズンシップの再構築という観点からエージェンシーの概念を体系的に整理し、エージェンシーを「女性が犠牲者という立場に決別して自尊心を取り戻し、自らを政治という舞台の『完全かつ能動的な市民 (full and active citizens)』として描き直す (recasting) ための能力」と定義している。⁽¹⁸⁾

民主的なシティズンシップを構想するフェミニストたちのエージェンシーは、エンパワーメントと同じように、女性が自分自身の生活を自ら構想し決定していく個人の能力とともに、女性が組織的に状況の変革に乗り出す集団的な

能力をも含んでいる。⁽⁴⁶⁾ リスターは、エージェンシーを個人のレベルに限定してとらえる精神分析派フェミニストの個人主義を批判し、「彼女たちが主張するように女性が変わる主体となるためには、個人的な気づきや行為を集団的行動に転換する必要がある」と指摘している。⁽⁴⁷⁾ つまり、民主的シティズンシップの構想において、フェミニストたちは、私的領域における女性の個としての自律への展開と集団による公的な政治社会への積極的な働きかけの両方が関連づけられなければ、女性の真の解放はないと認識しているのである。このように彼女たちがエンパワーメントやエージェンシーを公私両方の領域にまたがるものとしてとらえるのは、「政治的なもの (a political)」は生活の中から立ち上がり、また日々の経験が政治課題とその解決の糸口をもたらずので、⁽⁴⁸⁾ 世界を公的領域と私的領域とに二分することはできないと認識しているからである。第一章でみたように、リベラリズムは世界を公的領域と私的領域とに分し、私的領域を政治から分断した。このことは、単に出産、育児などの女性にまつわる問題を非政治化しただけでない。政治領域と同じく男性的な価値が支配する経済活動における既成の論理——生産性の向上や利潤の追求——からはみ出す環境破壊、障害者や高齢者、あるいは少数民族の福祉や人権の問題といった重要な政治課題を見逃し、長い間放置するという結果をもたらしたのである。公的領域と私的領域とを連続的にとらえ、私的領域に置き去りにされた問題のなかに政治社会のすべての市民に共通の政治課題があることに気づくことは、フェミニズムを超えて重要な観点であろう。もっとも、フェミニストたちは、私的な事柄がすべて政治的なものと主張しているのではない。⁽⁴⁹⁾ 政治問題と国家が介入すべきでない個人的な問題とは明瞭に区別しているのである。

すでに触れたように、個人と集団は相互に影響し合い、個人の成長と組織の発展とは連動している。したがって、「エージェンシー」は、個人の能力を集団の力に転換し、逆に集団的能力を個人に還元する、言わば個人と集団とを

媒介する「場 (space)」になる。この媒介的機能は、個人と集団にとどまらず、私的領域と公的領域との関係においても發揮される。すなわち、エージェンシーは人びとの日々の経験と政治との相互作用 (interplay) の場として立ち現れ、そこにエージェンシーが参加民主主義の鍵概念として注目される所以がある。シンはエージェンシーは「国家と市場、そして市民社会の三つの異なったアリーナを結びつけると同時に、上から (from above) と下から (from below) という二方向の政治参加のあり方を融合する方法」であり、「女性の政治的かつ社会的な権利要求とそのため積極的にシテイズンシップとを接合する紐帯 (紐帯) を提供する」と述べている。さらに、それまでのエージェンシーに関するフェミニストの検討が抽象的な議論に終始したのに対し、シンは英国、フランス、デンマークにおける女性のシテイズンシップの進展と実体化に関する比較研究のなかで、エージェンシーを女性の自発的な組織化された活動集団——女性ヴォランティア組織——という具体的な姿で表現し、エージェンシーの存在が女性の公的領域への参加を拡大することを論証している。シンによれば、三カ国のなかでも英国の女性ヴォランティア組織の活動は伝統もあり、その活発さにおいても抜きん出ているが、それにもかかわらず、政治過程に影響力を及ぼすことには関心がなく、その結果女性の労働市場と政治への参加を飛躍的に促すという貢献を成しえなかった。他方、フランスのそれは英国ほど活発ではないが、国家主導による保育サービスなどの家族政策の充実が女性の労働市場への参加を向上させた。しかし、女性の組織的な運動による下からの強い参加要求を欠いたため、フランス女性の政治参加は低い水準にとどまった。これらに対し、デンマークの女性ヴォランティア組織は政治過程に積極的に関与して保育や介護サービスの充実といった女性の社会進出を支援する福祉政策の導入を促し、それがデンマーク女性の労働市場と政治への参加の向上に寄与したと説明している。

また、ゲルブは、フェミニストのパススペクティヴをより実証的な研究に近づけることを目的に、米英両国の一九七〇年代から八〇年代前半におけるフェミニスト運動の政策決定への影響力の比較という観点から、「ジェンダーにもとづく自律的女性団体 (gender-based autonomous women groups)」の政治的インパクトに関する研究を実施している⁽¹⁵⁾。ゲルブは、米国のフェミニスト運動が政府にあらゆる公的領域における女性差別の禁止と女性の労働市場への参加を促進する政策を取り入れさせることに成功したのに対し、英国のフェミニストたちの運動は女性の社会進出を支援する方向に政策変化を促すことができなかったと指摘している。そして、こうした成果の違いは、それぞれのフェミニスト・グループの組織的な相違とともに、両国の政治制度の構造的な違いによってもたらされていると解釈している⁽¹⁶⁾。さらに、ゲルブは、ペリーともに行った一九七四年から一〇年間における米国の第二波フェミニスト運動の政治的成功を検証する研究のなかで、女性の経済的社会的平等を進める四つの連邦政策の導入を実現させたフェミニスト組織の政治的影響力を具体的に証明している⁽¹⁷⁾。ゲルブとペリーは、フェミニストたちの成功を導いた要因として、四つを挙げている。第一に、フェミニストたちは異なるフェミニスト組織の間の結束と同時に、フェミニストではない人びとや組織との間にも彼女たちが提案する政策への支持や共同行動のための連携を広げることができた。第二に、彼女たちはこうした外部の人びとの支持や協力を取り付けるために、アメリカ人の間で意見が二分されるような原理的な価値に挑戦する課題を避けた。第三に、連法議会においてフェミニストたちが推進する法案を通すために勢力的に活動する女性議員がいた。そして最後に、フェミニストたちの組織は、官僚や議員たちが法案を作成するうえで役に立つような情報や技術的な専門知識を蓄積しており、それらを彼らに提供することができた⁽¹⁸⁾。ゲルブとペリーの研究は、とくにシティズンシップ研究の一環として行われたものではない⁽¹⁹⁾。また、エージェンシーという概念

も用いられてはいない。けれども、ゲルブとペリーが明らかにしたフェミニストたちの組織的な運動が政策決定において果たした機能は、紛れもなくシンのいう「エージェンシー」のそれである。

このように、シンやゲルブとペリーの研究は、女性たちによる政治的志向性をもった組織的な活動が既成の政治制度によって無視されてきた女性の要求を政治過程に媒介することによって、女性の公的領域への真の参加を拡大させることを立証したのである。その点において、彼女たちの実証的なパースペクティヴは、抽象的な概念にとどまっていた「エージェンシー」研究を一步も二歩も前進させたといえることができる。わけでも、ゲルブとペリーの研究は、シンの研究が女性ヴォランティア組織それ自体の分析については一般論的な記述にとどまっているのとは対照的に、ケース・スタディによって政策決定に強い影響力を行使したフェミニスト・グループの組織的な基盤や性格をスタッフ構造、財源、構成員、政治的影響力行使ための方法、リーダーシップと組織統制、外部との連携などから分析し、いかなる女性組織がどのようにして政治的影響力を行使するのか、まさしくエージェンシーとしての女性ヴォランティア組織の構造と機能とを明らかにしている。^(四)

しかしながら、すでに触れたようにゲルブとペリーの研究は、「シテイズンシップ」の観点からアプローチされているわけではない。そのため、フェミニストたちの組織が生活の中から立ち上がってくる女性の要求や経験をどのように政治課題に転換するのか、またそうした課題の解決を図る政策の導入を促すための組織的な行動は政治過程にいかなる手段によって発信されるのか、公私の領域とエージェンシーとの関係性は必ずしも明らかにされていない。つまり、ゲルブとペリーの研究において、フェミニスト組織は本稿が志向するような公私二分法を止揚する政治的エージェンツとして位置づけられているわけではない。むしろ、このことはフェミニストたちの運動の政策決定における

影響力を分析するというゲルブとペリーの研究の意図とはまた別の課題であり、それによって彼女たちの研究の価値が損なわれるものではないことは言うまでもない。そこで以下では、これら欧米の先行研究を踏まえながら、筆者が近年実施した日本における複数のケース・スタディ⁽¹²⁾と英国での調査⁽¹³⁾にもとづいて、女性ヴォランタリー組織がエージェンシーとしていかなる構造をもち、どのように私的領域と公的領域とを媒介するのか、女性エージェンシーと公私領域との相互連関を明らかにする。

(三) エージェンシーの政治作用

ヴォランタリー組織と利益団体

シンと同様、私も女性ヴォランタリー組織を民主的シティズンシップ実現の重要な要素となる「エージェンシー」の具体像とみる。日本では、一般的にヴォランタリー組織(あるいはボランティア団体)は、宗教組織や学校、篤志家グループ、コミュニティなどのイニシアティブによる慈善的な活動に従事する団体(charitable activity groups)を指す言葉として用いられる傾向があるが、英語圏ではこうした慈善活動組織だけでなく、非営利事業組織(non-profit making organizations, NPO)や非政府活動組織(non-governmental organizations, NGO)、社会運動などと市民社会を活性化する市民の自発的かつ自律的な活動組織を一般的に示す言葉として使われている。本稿でも、これを英語圏という広義の市民活動一般を意味する言葉として用いる。すなわち、ヴォランタリー組織とは、市民のイニシアティブにより、公共の利益のために活動する非政府かつ非営利の自律的な組織である。人権、平和、環境、福祉など社会的な(あるいは生活上の)共通利益を追求するという点で、特定集団のための経済的利益を追求する利益

／圧力団体とは異なる。

ヴォランタリー組織と利益団体／圧力団体とは、社会的な（あるいは生活上の）利益か、特定の人びとの経済的な利益かの違いはあっても、何らかの利益（interests）を目的に活動するという点では共通している。そのため、米国の政治学者は社会的利益の追求を目的に政治過程に影響力を行使しようとする市民のヴォランタリー組織を市民利益組織（citizen interest organizations）と呼ぶことがある。⁽¹⁸⁾このように利益団体と市民の自律的活動組織とを共通の枠組みで説明しようとするアメリカ政治学の習慣が、先に述べたヤングの「集団代表」制度に対するムフの執拗な懸念の要因になっていると思われる。だが、公的領域と私的領域とを繋ぐというフェミニストの目的を考えると、両者における利益の方向性の違いは極めて重要である。というのも、経営者集団や職能集団が追求する経済的利益は主に公的領域における課題であり、彼らの活動も公的領域のなかに限られ、私的領域との接点を見出すことはできない。ところが、ヴォランタリー組織が取り上げる社会的利益をめぐる課題は、たとえば日常生活を脅かす環境破壊や原子力発電所の事故に対する不安や恐怖が人びとを環境保護活動や反原発運動に向かわせるというように、人びとの生活の営みから立ち上がってくる。そして、こうした個々の人びとの問題意識はそれぞれの組織によって共通の政治イシューに高められ、やがて政府の解決すべきアジェンダとして公的領域に到達する。つまり、社会的利益の追求は私的領域と公的領域とを貫通する課題を設定し、そのことによって公的領域から締め出されている人びとをそこに連れ戻す「媒介項」となるのである。

エージェンシーと市民社会

ヴォランタリー組織は市民社会の中心的な構成要素として位置づけられている。たとえば、ウォルツァーは、ヴォランタリー組織の理論と切り離された市民社会に関する自由主義理論はないと述べている。そして、市民社会には、自発的かつ強制的ではないと理解される社会集団はすべて含まれるが、家族と国家は除かれる。というのも、家族は必ずしも自発的な意思のみによって構成されるわけではないし、また国家はたとえその正統性がその構成員の同意によってもたらされているとしても、彼らに対して強制力を行使するからである。⁽¹⁰⁾ヴォランタリー組織をその中心に据えながら、国家を市民社会から除外するというのが、市民社会論者の一致した見解である。しかし、市場と家族の取り扱いをめぐっては、論者の間で見解が分かれている。ウォルツァーは、「市場を排除する論者でも労働組合は市民社会のなかに入れるのに、なぜ労組と定期的に賃金や労働の安全について交渉している企業を排除するのか」と述べ、市場を市民社会から排除する理由はないと断じている。そして、「確かに巨大企業は時として国家のような強制力やそれに近い権力を行使するが、そうであるからこそ、企業を市民社会に引き止めて改善するほうがよい」と市場を市民社会に包摂することを提案している。千葉によると、「R・パットナム、N・ローゼンブラム、F・フクヤマらによる信頼や友愛、勤勉や安全、政治参加などの社会資本の貯蔵所として市民社会をとらえていくアプローチ」も、このウォルツァーのタイプに連なるといえる。⁽¹¹⁾

これとは対照的に、ハーバーマス、オッフエ、コーエンとアレイトー、フレイザーなどの批判理論(Critical Theory)の論者たちは、市民社会から経済を排除する一方、家族を必ずしも排除しないという立場をとっている。⁽¹²⁾チェムバースは、自由主義者が個人のヴォランタリズムによって市民社会を特徴づけようとするのに対し、批判理論家た

ちはそれを「コミュニケーションによる自律 (communicative autonomy)」によって特徴づけていると指摘している。⁽¹³⁾ コミュニケーションによる自律とは、「コミュニケーションによる相互作用を通して本質的な考え方や意味、価値、アイデンティティを形成し、あるいは批判し、また再生産するための社会における行為者の自由⁽¹⁴⁾」である。したがって、健全な市民社会は、そのメンバーたちがコミュニケーションによって意味や価値を共有し、そうした共有した事柄にもとづいて動いている。⁽¹⁵⁾ ところが、経済(金銭)は往々にしてこうしたコミュニケーションにもとづく人びとの関係を破壊してしまう。それゆえに、批判理論は経済を市民社会から排除するのである。⁽¹⁶⁾ 一方、家族は、経済とは対照的に、人びとの間のコミュニケーションを成り立たせる最も基本的な単位なので市民社会に包摂される。⁽¹⁷⁾

国家と市民社会との関係をめぐっても、両者の見解は異なっている。ウォルツァーらリベラル派の論者たちが国家と市民社会とを必ずしも対立的にとらえないのに対し、批判理論家たちは市民社会を国家と相対立するものとして描き出す。それは、批判理論を育んだドイツにおいては、自由主義の伝統が薄く、国家と市民社会との間に葛藤を生んできたという歴史が市民社会の概念を規定してきたからである。⁽¹⁸⁾ そして、千葉は、この「国家に対抗する市民社会」という座標軸⁽¹⁹⁾は東欧革命によって実践的にも提示され、市民社会に潜在する「解放的モメント」⁽²⁰⁾が明らかにされたと指摘している。

しかしながら、平等というフェミニストの企てにおいて、国家と市民社会とを対抗的にとらえるだけでは問題解決が図れないことにも気づく必要がある。たとえば、フィリップスは、フェミニストが市民社会に対して抱くアンビヴァレンスを論じている。実際、ヴォランタリー組織の多くが未だ男性中心に構成されており、市民社会も国家と同様男性支配の領域であり、決して解放された世界などではない。しかも、少なくとも民主国家であれば女性に対する

差別や抑圧を法的に取り締まることもできるが、国家の規制から自由な（あるいは、自由であるべきとされている）市民社会においては、こうした行為は野放しにされ、市民社会が国家以上に抑圧の装置と化すこともある。⁽⁸⁷⁾ たとえば八〇年代に米国で噴出した「バックラッシュ（backlash）」と呼ばれる反フェミニズムの運動のように、市民社会がフェミニストの企てを打ち砕き、逆行させることすらある。⁽⁸⁸⁾ 米国のフェミニストがエージェンシーを否定的にもみるのも、こうした体験ゆえであろう。さらに、リベラルたちが陥りがちなヴォランティア組織の礼賛は、女性を支援する公的福祉サービスの削減を主張する保守派に利用されることがあるという点にも注意を払う必要がある。⁽⁸⁹⁾ フィリップスは、平等を推進し、またあらゆる不平等から女性を保護する法制度を導入し、女性のための公的福祉サービスを提供することのできる国家は、「ジェンダーの正義」のための資源の一つであると指摘している。⁽⁹⁰⁾ 事実、長年にわたるフェミニストたちの活動の成果でもある、政府が率先して平等化や女性を優遇する政策の導入を図る「国家フェミニズム（state feminism）」⁽⁹¹⁾ と呼ばれる近年の状況は、フィリップスのいう国家と市民社会との関係を示唆している。つまり、フェミニストにとって、国家と市民社会の関係はときに激しい緊張をはらみながらも、基本的には対話のチャンネルによって対峙していることが望ましいのである。

ところで、市民社会は公的領域、私的領域のいずれに位置づけられるのであろう。経済の領域をめぐっては激しい論戦を闘わせてきたのに、この点に市民社会論者が直接言及している形跡は見当たらない。それは、フェミニストたちがいみじくも指摘してきたように、既存の政治理論（あるいは社会理論）は公私二元論を所与のものとし、そうした区分が存在することすら意識していないためである。それに対して、フェミニストの関心は、国家と市民社会との境界をどこに引くかといった点よりも、公・私領域との関連性で市民社会をとらえることのほうに向けられている。⁽⁹²⁾

ペイトマンによると、リベラリズムの市民社会は公的世界として定義されているという。⁽⁸⁷⁾一方、コーエンとアレイト
 ーはそれを私的領域に位置づけている。⁽⁸⁸⁾家族を市民社会の一部として理解する批判理論が、市民社会を私的領域とす
 るのは自然な成り行きかもしれない。だが、ハーバーマスの認識は違っている。彼は、市民社会を公共的な空間——
 「公共圏」——と表現しているが、この公共圏は言うまでもなく国家や市場とは明らかに異なる公領域である。また、
 この公共圏を構成する自発的なクラブや結社、あるいは社会運動は私人たちの集まりではあっても、家庭のようなプ
 ライベートな集団ではない。⁽⁸⁹⁾ハーバーマスの市民社会は政治的公領域と私的な生活領域とも異なる、言わばそれらの
 間に位置しているように描かれている。

フェミニストたちは、すでに論じたように、公的領域と私的領域との境界は曖昧で、明瞭に区分できるものではな
 いと主張してきた。この市民社会の領域についても、公私いずれかの領域にはっきりと仕分けることはできないと考
 えている。そして、フィリップスは、市民社会が家族の私的な領域において取り扱うことができないような課題を取
 り上げるといふ点で公的な性格をもっていることは認めるものの、公私二分化を解消するためにも家族をその一部と
 して含むべきだと主張している。⁽⁹⁰⁾

ヴォランタリー組織を私的領域と公的領域との連結点とみるとき、市民社会は私的領域のなかに収まり切れるもの
 ではない。なるほど、ヴォランタリー組織を構成する個々のメンバーの要求や意見はそれぞれに固有な経験にもとづ
 く個人的なもの (a personal) である。けれども、後にみるように、組織的な議論のなかで、そうした個人的な考え
 は組織に共通の考えになり、やがてそれが社会的共感を得るならば、もはや個人の考えを超え、公共性をもったもの
 (a public) になる。が、その一方で、ヴォランタリー組織の「公共性」は、政治や市場のように制度的なものでは

ない。また、そこでは依然として家族や友人との関係に重なるパーソナルな「親密さ」も保たれている。⁽¹⁸⁾したがって、公的なるものと私的な空間とが交差する市民社会を家族と同列の私的領域に属するものと考えすることはできないのである。私は、ハーバーマスが示唆するように、市民社会を公的領域と私的領域との間に位置づけようと思う。⁽¹⁹⁾そして、市民社会と公私それぞれの領域との境界は重なり合い、強い相互作用によって結ばれていることも強調しておきたい。

女性エージェンシーの構造と機能

女性ヴォランティア組織とは、その組織化や活動が女性たちによって発案され、また構成員の大多数が女性によって占められているグループである。そこには、コミュニティの趣味的なクラブから慈善活動団体、非営利事業組織(NPO) や非政府活動組織(NGO)、そして社会運動までさまざまな組織形態が含まれる。リベラルの市民社会論者がこうしたあらゆる種類のヴォランティア組織を同列に市民社会のアクターとみるのに対し、批判理論はこれらのなかでもとくに社会運動に注目する。⁽²⁰⁾それは、「権力的な対抗勢力に粘り強く挑戦する能力をもつ」⁽²¹⁾社会運動こそが、国家に対抗する市民社会の能動的なアクターにふさわしいからである。女性解放のプロジェクトにおいても、抑圧や差別と直截に闘う女性運動に解放のエージェントとしての役割が期待される。つまり、社会運動を特徴づけているのは、その組織が変革への契機を内在させ、その行為が政治と深く関わっている点である。⁽²²⁾

しかしながら、こうした社会改革的な志向性は、社会運動の組織だけにみられる傾向ではない。その組織が取り組む課題をひとりグループだけで解決することはできないということに気づき、その課題やそれに対する彼らの提案をより多くの人びとに共通する課題だとしてグループの外の人びとに広く訴えることを始めるならば、事業という形態

によって問題の改善に取り組み、非営利事業組織や非政府活動組織は言うまでもなく、たとえそれがコミュニティの慈善活動に従事するグループであったとしても、社会変革を志向するエージェントとみることができる。⁽¹⁸⁾ 事実、近年、日本の女性ヴォランティア組織におけるグループの性格は、慈善活動組織、非営利事業組織や非政府活動組織、社会運動と、それほどはっきりと区分できなくなっている。⁽¹⁹⁾ 環境保護や原発などの社会運動としてスタートしたグループが、それに関連した事業運営に乗り出し、非営利事業組織のような性格も併せ持つようになることもあれば、逆に高齢者介護のための非営利福祉事業を展開していたグループが公的介護保障制度を整備するキャンペーンに積極的に参加し、社会運動的形態を帯びてくることもある。つまり、社会運動は組織形態ではなく、活動の志向性を表していると考えたほうがよい。その点で、どのような組織であれ、女性ヴォランティア組織は社会変革のエージェントたる可能性をもっていると言えることができる。

また、それぞれのグループが取り上げるイシューもコミュニティの福祉活動から環境、人権や平和、そしてフェミニズムなど多岐にわたっている。その組織が、女性の地位や権利を擁護する女性のためのエージェントであるためには、女性であるゆえに差別や抑圧を受けているという現実を認知する「ジェンダーに対する自覚 (gender consciousness)」が必要であろう。しかし、自覚的なフェミニストのグループだけが女性の地位や権利を改善する組織ではない。自らをフェミニストとは認めなかったり、一見ジェンダーに中立的なテーマを課題として取り上げていたりするグループも、それらの活動が結果的に女性の生活や地位の向上、またその権利の強化に貢献することも稀ではない。たとえば、日本のコミュニティでよくみられる育児や高齢者の介護を支援する女性たちの活動は、明らかに育児や高齢者の介護を一手に引き受けている女性の生活を改善し、彼女たちの就業や社会参加の向上に貢献できる。また、戦

争が女性に対する究極の人権蹂躪を引き起こすことや環境破壊が母性機能を傷つけることを想起するならば、平和や環境といった課題も広い意味でジェンダーのイシューである。筆者が行った英国の調査でも同様の傾向がみられた。妻として、また母親として家庭やコミュニティに貢献することを目的に、一九一五年に設立された女性協会全国連合(National Federation of Women's Institute, NFWI)と呼ばれる英国の女性組織は、その設立目的からも明らかのように、反フェミニズム的な運動を展開してきた。しかしながら、女性たちの意識が大きく変化するなかで、妻や母親の役割だけを強調したのではもはや多くの女性たちの支持を得られなくなっており、最近では女性就労の向上や働く母親の育児支援などフェミニスト・グループと同じようなテーマのキャンペーンにも熱心に取り組んでいる。代表のバーバラ・ギルは、「われわれの組織はフェミニストではない」と断言しているが、今やグループの活動が働く女性の労働環境の改善に貢献しようとしていることは疑いない。

ジェンダーへの自覚はむろんあったほうがよい。しかし、それを女性エージェンシーの必要不可欠な条件とすることは、女性の連帯を分断し、民主的シティズンシップの構想を貧しいものにするだろう。それを厳格に問うことは、少なくとも日本においては避けたいと思う。日本のフェミニズムは、社会運動よりも理論(あるいは思想)として定着し、発展してきた⁽¹⁹⁾。日本においてフェミニズムの主張がそれほど女性たちを魅了しなかったのは、すでに論じたように、一九七〇年代初頭フェミニズムが日本に登場したとき、多くの日本女性にそれを受けとめるだけの社会的、そして意識的な条件が整っていなかったためである。が、それとともに、八〇年以降日本のフェミニズムが学会や言論界によって牽引され、多くのフェミニストたちの関心が行動よりも言論に傾斜したことが「フェミニズムをゲットー化し」⁽²⁰⁾、日本女性のフェミニスト運動への無関心をさらに促すことになった。事実、八〇年代以降も何らかの活動に

従事しているフェミニスト・グループは一般的に数、規模ともに小さい⁽³⁷⁾。フェミニストではない——あるいはそのように自覚していない——女性の集团的活動をも視野に入れることで、より豊かなエージェンシーの構想ができるばかりか、フェミニズムの孤立を避けることができるものと考ええる。さらに、当初はジェンダーに対する意識が皆無であったグループであっても、フェミニストの批判に晒され、また様々な活動を通して女性をめぐる厳しい現実を知るところに、次第にジェンダーの意識に目覚めることがある⁽³⁸⁾。むしろ、そのグループの取り上げる課題は何であれ、自分たちを取り巻く世界を自分たち自身で改善するという変革への志向性を持っていることのほうが重要である。

女性ヴォランティア組織の組織的な構造は、大きく二つのタイプに分けることができる。一つは、全国的な組織で階層的意識決定構造によって運営されるタイプであり、もう一つは一定範囲の地域を基礎に活動し、全メンバーの意思決定への参加を基本に運営されるタイプである。一九七〇年代から八〇年代前半のフェミニスト・グループに焦点をあてたゲルブの研究によると、アメリカのそれは前者のタイプで、英国の場合は後者である。そして、この両国の組織構造の違いが、すでに紹介したように、それぞれの成果の違いを生じさせる一因になっている。スクワイアズも七〇年代から八〇年代における英国フェミニスト運動の失敗の要因が、コミュニタリアンの思想的影響のもとに、共同的な組織を構想し、合理的関係よりも感情的な結びつきを、また国家に対して制度改善の要求をすることよりもインフォーマルな日常的な課題への取り組みを重視した結果にあると指摘している⁽³⁹⁾。

しかしながら、ゲルブとスクワイアズの指摘は、あくまで第二波フェミニズムを契機に立ち上がった組織、わけでもラディカル・フェミニストの組織に対して当てはまることであって、英国の女性組織の全般的な傾向を表しているわけではない。英国には、先に紹介したNFWIのほかに、一八六六年に設立されたフォーセット協会(Fawcett So-

city) や一八九五年設立の全英女性協議会 (National Council of Women Great Britain, NCWGB) といつた第一波フェミニズムの流れを汲む女性の権利拡大を目的にした全国組織が存在している^(註)。全英女性協議会は、北アイルランドを除く国内各地に多数の支部をもち、女性の社会的・政治的地位向上のキャンペーンを展開してきたが、一九八〇年代以降は七〇余りの様々な女性組織を提携団体として傘下に置く包括的組織として、英国内のみならず、欧州連合や国連にも影響力を行使している。こうした組織間の連携による影響力の拡大と強化の動きは、第二波のフェミニストたちの組織にも及んでいる。すなわち、一九八九年に約二〇〇〇の中小規模のフェミニスト・グループの連合組織として女性組織全国同盟 (National Alliance of Women's Organisations, NAWO) が設立されている。構成員間の平等な関係を重視し、全員参加の意思決定に基づく非階層的な組織構造は、一九六〇年代の反体制運動 (Anti-Establishment Movements) によって採り入れられ、その反体制運動の影響のもとに登場したラディカル・フェミニストたちにも受け継がれた。そして、実際、こうした日常生活の中から実践的に平等な関係を構想していくという組織のあり方は、公的領域において制度的な権利を拡大することよりも、私的領域における男女の構造的な不平等を根源から改革することに関心を向けたラディカル・フェミニズムの企てに馴染むものであった。ところが、フェミニストたちの関心が再び公的領域における制度的な変革に向けられるや、それまでの非階層的な組織では限界にあることが気づかれ、中央政府に向かって発言するためには、全国規模の組織力とグループの声を一つにまとめる階層的な組織構造が求められたのである^(註)。

日本の第二波のフェミニスト・グループは、すでに述べたように、数も少なく、一般的に小規模であるが、地域型の組織と全国規模の組織と両方のタイプがみられる。また、九〇年代以降は、全国規模と地域型との二つのレベルに

において女性の政治的代表的増加を目的にした所謂シングル・イシュー・グループが登場している。たとえば、全国的な組織としては、女性の政策決定への参加を拡大することを目的にした女性連帯基金（一九九七年設立）や国政および一部の地方選挙の女性候補者を選挙資金の援助などによって応援するウィン・ウィン（Women in New World, International Network, WIN WIN、一九九九年設立）などがある。他方、地域型組織は、一般的に政治スクールと呼ばれ、主に都道府県を単位で設立されている。

他方、非フェミニストの女性グループは地域をベースにした組織のほうが多いが、構成員数はフェミニスト・グループよりも多く、主に既婚で無職の中高年女性によって占められている。⁽²⁹⁾地域型の組織では、メンバー全員で議論を尽くし、多数決ではなく、全会一致で意思決定をするといった組織運営がみられる。こうした方法は、日本のコミュニティの住民組織に一般的な傾向だと指摘されおり、⁽³⁰⁾ラディカリズムの影響というより、日本における組織運営の伝統であろう。しかも、全国規模の女性組織の中にも、集権的な意思決定ではなく、分権的な決定をする傾向がみられる。すなわち、一〇人から二〇人程度のメンバーからなる基礎グループをつくり、まずそこで徹底的に議論し、それぞれのグループから上がってきた意見が本部でまとめられる。そして、意見の集約に際して、本部は各グループから出された意見を最大限反映して注意深くコンセンサスを図ろうとする。こうしたコンセンサス型意思決定組織は、効率が悪く、意思決定の停滞を招きかねない。しかし、自発的な組織が一人ひとりの自律的な意思と行動によって支えられていることを考えるならば、リーダー・グループとメンバー・グループとの意思の一致は決定的に重要である。効果的な組織運営が求められることは当然だが、それは意思決定の合理化によってではなく、運営の効率化等によって行われるべきであろう。たとえば、「高齢社会をよくする女性の会」という社会改革を志向する全国組織は、上記

の基礎グループから出された意見に基づいて理事会が活動方針を決めるが、その活動方針は再度基礎グループに下ろされて議論が重ねられ、再び理事会に差し戻されるといふように、意見を理事会と基礎グループとの間で何度も交換しながら詰め、徹底したコンセンサスづくりを實踐している。だが、一旦意思決定が行われるや、一般会員は中心的な理事会メンバーのリーダーシップに従い、決定された方針どおりに活動が遂行される。議論においてはリーダー・グループとメンバー・グループとの水平的な関係が望ましいが、キャンペーンや議会対策など影響力行使のための活動ではむしろリーダー・グループが指導力を發揮する垂直的な組織構造のほうが効果的である。⁽²¹⁾

では、エージェンシーとしての女性ヴォランティア組織はどのように機能するのであろう。私は、その機能を以下のように四つに分けてみた。すなわち、(1) 個々の女性の「個人的な問題 (private concerns)」をより多くの女性(そして男性)に共通の「公的課題 (public issues)」に転換する (transformation) 機能、(2) 知識や情報を集積し、問題の解決策を創出する (problem-solving) 機能、(3) 政治社会の現実を学ぶ教育 (political education) 機能、そして(4) 政治社会に新しい価値や考え方を、代替案を発信する (communication) 機能である。それぞれについて説明を付け加えておこう。

女性たちがヴォランティア組織を結成したり、また既存のそうした組織に参加したりするのは、たとえば環境破壊や戦争への不安や恐怖、差別への憤り、あるいは既存の制度や政策に対する不満などそれぞれの女性の個人的な動機にもとづいている。社会貢献や公共の福祉などといった「公共的な」信念から活動に従事することもあるかもしれないが、日本女性による非営利福祉事業組織、消費者運動、反核運動、社会改革グループ、フェミニスト・グループをみるかぎり、一般的に上記のような個人的な経験に由来する考えや要求によって動機づけられている。⁽²²⁾ 私は、生活経

験にもとづくこうした個人的な動機こそが生活空間と政治とを連結する要素になると考えている。生活経験から遊離した「大義」では私的領域を公的領域に連結することは難しいのではなからうか。

そして、より重要なことは、こうした女性たちの個人的な感情や要求が組織活動のなかで公共的な課題に高められるという点である。慈善活動であれ、非営利事業組織や社会運動であれ、組織は一定の方針にもとづいて運営され、その方針はメンバーの個人的な感情、要求、意見の集大成である。個々のメンバーの考えは議論され、やがて組織の共通見解として集約されるが、この集約された見解はすでに個人的な意見ではなく、一定の公共性をもった意見である。しかも、その活動は組織内部にとどまるものではない。慈善活動組織や非営利事業組織などのように何らかの事業を展開しているグループではサービスが、また社会運動の場合には主張や提案が外部に向かって発信され、それらは外部の人びとに利用され、受けとめられる。こうした組織から発信された事柄がより多くの人びとに理解され、共感が得られたとき、それはもはや私的な考えではなく公的な事柄である。

たとえば、先に挙げた「高齢社会をよくする女性の会」は一九八三年、老いた親の介護の重任に苦しむ女性たちによって結成され、女性（妻、長男の妻、娘）に依存した家族中心の高齢者介護の問題点を指摘し、社会全体でその責任を引き受ける公的な介護保障制度の必要性を訴えた。グループの主張は、介護のために仕事や社会活動を断念せざるを得なかった、重い介護負担で体調を崩した、あるいは家族不和に陥ったといったメンバーたちの体験にもとづいていた。まだほとんどの国民が介護問題の重大さを認識していなかった八〇年代半ばに始まった彼女たちの「介護の社会化」を訴えるキャンペーンは、徐々に国民の共感を得、やがて「介護の社会化」は重要な政治課題になり、一九九七年には彼女たちの訴えが結実し、介護保険制度が導入された²⁰⁾。

組織は、メンバーのさまざまな経験に裏づけられた知識や情報を集積して、問題発見と同時に問題解決策を生み出す頭脳集団としても機能することができる。一例を挙げておこう。神奈川生活クラブ生協のなかの一組織である福祉協議会は、一九八五年、より質の高い福祉サービスをより低価格で提供することを目的に設立された。当時福祉サービスは行政かその委託を受けた社会福祉法人によって提供されていた。こうした行政による公的サービスが融通性に欠け、利用者の多様なニーズに応えることができないばかりか、非効率的で、常識的にみて人件費などの費用が高みすぎていることに気づいたこのグループのメンバーたちは、「採算性」や「付加価値」といった「市場」の考え方を福祉サービスに導入して、公的サービスとは違った特色のある福祉事業を始めた。この考え方には、メンバーたちの妻や母親としての感性や経験、また生協活動で蓄積した知識が反映されていた。⁽²⁸⁾

事業やキャンペーンなどの対外的な活動は、生活クラブ生協のメンバーたちにとっては、社会や政治の現実を学ぶ機会でもあった。それは多くの場合、差別と抑圧に満ちた変革の対象としての現実である。無職の既婚女性たちは、家族や同じような境遇の女性仲間の世界からは見えなかった女性差別を経験し、ジェンダーの意識に目覚めることもある。⁽²⁹⁾ また、河川の浄化のため合成洗剤の使用を規制する条例制定のキャンペーンに取り組んでいたグループは、規程以上の市民の署名を集めて提出した条例の制定請求が地方議会で無視され、市民の代表によって構成されているはずの議会がその市民の声を代表しないという事実を知り、グループのメンバーの中から議会選挙の候補者を立て、当選を果たした。⁽³⁰⁾ つまり、政治社会の理不尽な仕組みを身を挺して知ることによって、グループのメンバーたちは政治社会の改革に乗り出したのである。

四つめの政治社会への発信機能についてはこれまでの説明で充分であろう。ただ、グループが政治的な影響力を行

使し、政治制度に関与する場合、どのような経路があるのか、政治的影響力のチャンネルについて触れておこう。まずグループから議会に代表を送り出し、意思決定の場に直接参加する経路がある。これは、周知のように東京や神奈川の生活クラブ生協運動の女性たちによってすでに採用されている方法である。もっとも、この点もすでに指摘されているように、彼女たちの代表は地方議会に限定されており、その影響力は中央政府にまでは到達していない。これに対して、ウイン・ウインがグループ外の女性候補者をグループの推薦候補者として支援することによって、国政レベルにおける女性の代表を増やす努力を行なっているのは、興味深い。ウイン・ウインの推薦候補者となるには、党派は問われないが、公約にジェンダーの視点が盛り込まれていなければならない。推薦候補者の選出は、自薦や他薦によって集められた候補者リストにもとづき、書類選考と面接によって推薦委員会が行なう。⁽²¹⁾

つぎに、議会へのロビー活動がある。「高齢社会をよくする女性の会」は、社会的影響力をもつ評論家、ジャーナリスト、大学教授などのメンバーを有し、彼女たちが政府の審議会や公聴会に参加し、グループの主張を国会議員や中央政府の行政官に伝える機会をもったことがその影響力を効果的に発揮することを可能にした。⁽²²⁾ 政策立案にあたって市民参加の審議会がその内容を検討するという手続きがかなり一般的になっている地方政府では、女性ヴォランティア組織のメンバーたちが審議会に参加する機会も多くなるだろう。国政のみならず地方においても女性組織が議会に代表を送ることはまだ容易でない現状において、議会対策は有効な方法かもしれない。

むすび

近代的シティズンシップは、政治共同体の生まれながらに、あるいは移民や婚姻等によって永住するようになったすべての人びとに平等な権利を与え、その正式なメンバーとして等しく取り扱うことを約束している。すべての人びとのなかには、当然女性も含まれている。それゆえ、近代的シティズンシップを擁護するソーシャル・リベラリズムは、ジェンダーに中立的だと言われている。しかし、男性と同等の権利を法的に保障されているにもかかわらず、実際の女性の社会的、経済的、そして政治的地位は相変わらず男性に大きく遅れをとっている。フェミニストたちは、この乖離は近代的シティズンシップの形式性、均質な平等性、すなわち普遍的平等によって引き起こされていると指摘している。

政治制度や労働市場は、それらに早くから参加していた特定の男性集団に固有の価値観や慣習、システムによって形づくられているので、後続の女性や少数民族、障害をもった人びとが政治や労働市場に参加するには先住者集団のやり方に同化しなければならない。だが、多くの場合、後続者集団の身体的、民族的、文化的な違いは先住者集団のシステムや価値に馴染むことができない。ところが、シティズンシップが保障する平等は、こうした個々の社会集団間の違いを認めず、どの人も均一に等しく扱うので、公的領域における先住者集団の特権的な地位がさらに強化される一方、後続者集団はますます遅れをとることになる。したがって、真に平等を達成するには、社会集団間の性別、民族、文化の違いを考慮したシティズンシップ——フェミニストたちはこれを「民主的シティズンシップ」と称して

いる——が望まれる。

しかも、そうした差異を考慮した特別な権利は、政治制度の中心を占める先住者集団によって決定されるのではなく、被抑圧者集団自らが決めなければならない。この民主的シティズンシップの実現は、被抑圧者集団の政治的意思決定への参加によって達成される必要がある。今日、それはクォータ (quota) やパリティ (parity) と呼ばれる制度として実現されている。とはいえ、制度は形式化しやすく、悪くすれば利益団体多元主義の弊害を引き起こすこともある。こうした制度的な「上から (top-down)」の推進力と同時に、被抑圧者集団自らが政治的影響力行使する能力を身につける「下から (bottom-up)」のエンパワメントが不可欠である。つまり、参加民主主義とは、これら二つの方向の相互作用を意味する。

被抑圧者集団のエンパワメントの場となり、人びとの日々の経験と政治制度とを連結するのが「エージェンシー」である。これを、本稿では市民社会における「女性ヴォランティア組織」ととらえた。女性ヴォランティア組織は、女性たちの生活経験にもとづく要求や意見をより多くの人びとに共通の課題へと転換し、さらにはその解決策を提示する。そうした政治課題や政策案は、さまざまな政治的影響力の経路によって政治過程に発信される。政治制度のほうから発信される逆方向の流れもむろんある。エージェンシーは私的領域と公的領域とを連結し、それぞれの領域における人びとの経験と知恵とを還流させることができる。そこに、フェミニストたちが「エージェンシー」に注目する理由がある。もっとも、「エージェンシー」も公的領域における女性の地位を一挙に引き上げる「魔法の処方箋 (magic formula)」⁽²⁾ではないことは言うまでもない。女性たちには、公的な割り当て制度も含めあらゆる影響力のチャンネルと機会とを有効かつ最大限に活用し、地道に努力することが求められるだろう。

フェミニズムの貢献の一つは、その視点が女性の解放にとどまらず、ほかの被抑圧者集団の解放をも含み込んでいることである。公的世界のみならず私的世界における権力的な関係を明らかにする「ジェンダー」の視点は、日常生活に潜む差別や抑圧の問題を鮮やかに暴き出すことができる。そして、被抑圧者集団の政治的自己実現を導くうえで、「エージェンシー」の考え方が役立つにちがいない。

- (90) Young, op. cit., *supra* note 19, p. 115.
 (91) *Ibid.*, pp. 121-129.
 (92) *Ibid.*, pp. 129-135.
 (93) モーロンの肯定行動とはなぐ positive plan と呼ばれている。
 (94) *Ibid.*, p. 133.
 (95) Squires, op.cit., *supra* note 15, p. 188.
 (96) 川崎隆「自由民主主義——理念と体制の間」日本政治学会編『年報政治学』岩波書店（東京）二〇〇一年、七一―八頁。
 (97) E.g. Paleman, *The Disorder of Women* (*supra* note 46), p. 210-226; Ann Phillips, *Engendering Democracy*, Cambridge: Cambridge University Press, 1991, p. 1-22; Voet, op.cit., *supra* note 12, p. 109-112; Siim op. cit., *supra* note 17.
 (98) Young, op.cit., *supra* note 19, pp. 128-129.
 (99) *Ibid.*, pp. 125-126.
 (100) Mouffe, op.cit., *supra* note 17, p. 380.
 (101) Young, op.cit., *supra* note 19, p. 128.
 (102) *Ibid.*, p. 128.
 (103) *Ibid.*, p. 123.
 (104) Iris M. Young, *Intersecting Voices: Dilemmas of Gender, Political Philosophy, and Policy*, Princeton, New Jersey: Princeton

University Press, 1997, p.89

- (22) Slim, op. cit., *supra* note 17, p. 5.
- (23) Young, op. cit., *supra* note 125, p. 89.
- (24) Anthony Giddens, *Modernity and Self-Identity*, Cambridge: Polity Press, 1991, p. 211-214.
- (25) Anthony Giddens, *A Contemporary Critique of Historian Maternalism*, Cambridge: Polity Press, 1985, p. 7.
- (26) Anthony Giddens, *The Constitution of Society*, Berkeley: University of California Press, 1984, p. 14.
- (27) *Ibid.*, p. 171.
- (28) *Ibid.*
- (29) Ruth Lister, *Citizenship: Feminist Perspectives*, London: Macmillan, 1997, p. 39.
- (30) Joan Wallach Scott, "Review of *Horse of Their Own Lives*, by Linda Gordon; Linda Gordon, Review of *Gender and Politics of History*, by Jane Wallach Scott; and responses, *Signs* 15, No. 4 (Summer 1990), pp. 848-859.
- (31) Judith Kegan Gardiner, "Introduction", J.K. Gardiner ed., *Provoking Agents: Gender and Agency in Theory and Practice*, Urbana and Chicago: University of Illinois Press, 1995, p. 1-8.
- (32) See Lister, op.cit., *supra* note 133.
- (33) Carol C. Gould, *Rethinking Democracy: Freedom and Social Cooperation in Politics, Economy, and Society*, Cambridge: Cambridge University Press, 1988, pp. 18-19.
- (34) Lister, op.cit., *supra* note 133, p. 38.
- (35) Slim, op.cit., *supra* note 17, p. 5. なおギンズも個人と集団の2つの次元に言及しているが、個人の能力に対する関心はフェミニズムにおおむね顕著である。
- (36) 精神分析派フェミニズムの影響を受けているホスト・モタニストのフェミニストたちもエージェンシーを個人のレベルでとらえ、エージェンシーを女性のアイデンティティ確立と関連つけた「ジェンター・アイデンティティ」理論の雛概念としている (Lois McNay, *Gender and Agency: Reconfiguring the Subject in Feminist and Social Theory*, Cambridge: Polity Press, 2000, p. 2)。
- (37) Lister, op.cit., *supra* note 133, p. 40.
- (38) キンズ「おもしろい生活世界からなる」な「こころの政治学」を論じている (Giddens, op. cit., *supra* note 128, pp. 137-138)

213-217)。

(149) *Stim, op.cit., supra note 17, p. 5.*

(150) *Ibid.*

(151) *Stim, op. cit., supra note 17, pp. 2-5.*

(152) いかなる組織をもつてヴォランティア組織というのか、シンの定義は必ずしも明確ではないが、彼女はこうした組織の代表としてフェミニストの社会運動組織を例示しており、女性ヴォランティア組織が女性のイニシアティブによる非政府・非営利の自律的な活動組織全般を指していることを示唆している (*Stim, op. cit., supra note 17*)。

(153) シンは、労働市場と政治への参加状況を女性の就業率と議会に占める女性議員の比率で表現している (*ibid.*)。

(154) シンはこの国家主導の家族政策を共和主義の伝統だと説明している。

(155) *Joyce Gelb, Feminism and Politics: A Comparative Perspective*. Berkeley: University of California Press, 1989.

(156) たとえば、一般的に米国のフェミニスト運動は実用的な関心が高く、政策志向である。また、個々のフェミニスト・グループの意見を統一的に代表する全国組織を結成し、潤沢な財政的リソース(米国では民間財団が非営利活動組織や社会運動組織に資金援助をする)を使って連邦議会に効果的なロビー活動を行った。それに対し、英国のフェミニスト・グループは、実践的な活動よりも理論的な関心が強かったうえ、階層的な組織構造に反発して民主的な組織をめざし、分権的な小集団活動を志向したため、コミュニティや地方政府のレベルでは多少の影響力を行使できたものの、中央政府に対する政治的影響力のチャンネルをもつことができなかった。また、政治制度の構造的違いについては、米国の分権的権力構造や多元主義的民主主義が米国フェミニスト運動の政治的成功に貢献している (*Gelb, op. cit., supra note 153*)。

(157) 同様の政策とは、信用に関する機会均等法 *the Equal Credit Opportunity Act* (一九七四年)、妊娠に対する差別的優遇法 *Pregnancy Discrimination Act* (一九七八年)、教育修正法第九部 Title IX of Education Amendments (一九七二)、退職に関する平等法 *the Retirement Equity Act* (一九八四年) など。

(158) *Joyce Gelb and Marian Lief Paley, Women and Public Politics: Reassessing Gender Politics* (New Edition), Charlottesville and London: University of Virginia, 1996.

(159) *Ibid.*, pp. 3-4.

(160) ゲルブとペリーの研究は、政策決定におけるフェミニスト組織の影響力分析と性格づけることができる。

- (12) Gelb and Palley, op.cit., supra note 150, pp. 12-60.
- (13) 藤村の成美(一) 第54 Mikiko Ito, "The Establishment of Long-term Care Insurance", in H. Olake ed., *Power Shuffles and Policy Processes: Coalition Government in Japan in the 1990s*, JCIIE, 2000, pp. 21-50; "Public Involvement in Social Policy Reform: Seen from the Perspective of Japan's Elderly-care Insurance Scheme", *Journal of Social Policy*, 30: 1 (2001), pp. 17-36; "Women's Leverage on Social Policymaking in Japan", *PS: Political Science and Politics*, XXXIV: 2 (2001), pp. 241-246; "Women's Activism and Social Policy-Making: How Japanese Women Challenged Male-Dominated Politics", Centre for Women Leaders, Lucy Cavendish College, University of Cambridge, *Taking Initiative: Women's Leadership on National Issues*, Working Paper 2001; "Social Policy in an Aged Society: Confusion in the Reform Process and its Consequences", M. Nakano ed., *New Japanese Political Economy and Political Reform: Political Revolution From Above*, Genoa: European Press, 2002, pp. 197-232 1242-1243に発表している。
- (14) 二〇〇三年八月六日から九月五日まで日本看護振興会誌学術研究費(看護研究日・海外調査)の助成を受け、National Alliance of Women's Organisations (NAWO), National Council of Women Great Britain, Women's Institute, National Committee of Women について現地調査を行った。
- (15) 私のエージェンシーの考え方は、斎藤純一の「親密圏」の概念(『公共性』岩波書店(東京)、二〇〇〇年、八九-一〇〇頁)とかなりの部分で共通していると思われる。しかし、私が想定するエージェンシーは、後述のように「親密圏」よりも機能的かつ目的志向的である。
- (16) E.g. Tony Dalton, Mary Draper, Wendy Weeks and John Wiseman, *Making Social Policy in Australia: An Introduction*. St Leonards, NSW: Allen & Unwin, 1996; Kevin M. Brown, Susan Kenny and Bryan S. Turner, with John K. Prince, *Rhetorics of Welfare: Uncertainty, Choice and Voluntary Associations*, London: Macmillan Press, 2000.
- (17) Paul Burstein, "Interest Organization, Political Parties, and the Study of Democratic Politics", Costain & McFarland eds., *Social Movements and American Political Institutions: People, Passion, and Power*, Lanham, MD: Rowman & Littlefield Publisher, 1998.
- (18) かつての「市民社会」は、言うまでもなく、ヘーゲル的な人間のエイロイズムによって支配される「欲望の体系」としての市民社会bürgerliche Gesellschaftではなく、トクビルのな自律する人びとが公共性という徳によって営む政治性を内包した領域を意味し

ついで、ハーバーマスが言うところの *Zivilgesellschaft* とは、この *"Zivilgesellschaft"* としての市民社会については今井弘道編『新・市民社会論』風行社（東京）、二〇〇一年参照。

(89) Walzer, op. cit. *supra* note 11, p. 35.

(90) Ibid.

(170) 千葉真「市民社会・市民・公共性」佐々木毅・金泰昌編『公共哲学 5 国家と人間と公共性』東京大学出版会（東京）、二〇〇二年、一一七頁。

(111) チェムバースによると、批判理論の系譜は、マルクスからグラムシ、フランクフルト学派を経てハーバーマスへと続くが、ハーバーマスは、社会発展におけるリベラリズムの役割を見直し、平等の権利や憲法といった自由主義の制度によって自由主義の悪影響を緩和することにした。その点でハーバーマスはフランクフルト学派と一線を画するという。そして、ハーバーマスのマルキストとしての基礎が彼を市民社会において実行される支配形態の探求に向かわせ、他方自由カント主義が市民社会のなかの制度を真の自律の資源とすることに彼を方向づけた。チェムバースは、前者は生活世界の植民地化の理論、後者は討議的民主主義の理論へと発展したと説明している (Simone Chambers, "A Critical Theory of Civil Society", S. Chambers and W. Kymlicka eds, *Alternative Conceptions of Civil Society*, pp. 91-92)。

(12) Chambers, *ibid.*, p. 91.

(13) Chambers, *ibid.*, p. 93

(14) Ibid.

(15) Ibid, p. 94.

(16) Ibid, p. 96.

(17) チェムバースは、政治的議論形成の中心的な制度として家族を市民社会の要素の一つに積極的に位置づけたのはグラムシだと述べている (Ibid, p. 90)。

(18) マンフレート・リーデル／河上倫逸・常俊宗三郎編訳『市民社会の概念史』以文社（東京）一九九九年、一三三頁。

(19) 千葉前掲書（脚注一六八）、一一九頁。

(20) 同書、一二四頁。

(21) Ann Phillips, "Feminism and Civil Society", S. Chambers and W. Kymlicka eds, *Alternative Conceptions of Civil Society*.

- pp. 78-80
- (82) Ibid.
- (83) Ibid.
- (84) Phillips, *op. cit.*, *supra* note 175, p. 82
- (85) 国家フェミニズムは、欧州では政府が性別や人種、年齢などによって生じる差別的な格差の是正の視点を政策に取り入れていく「ジェンダー主流化 (gender mainstreaming)」具体的な政治や職場における格差是正の対策を示すポジティブ・アクションによって示されている。日本では、内閣府男女共同参画局が国家フェミニズムのエージェント的な役割を果たしている。
- (86) Phillips, *op. cit.*, *supra* note 175, pp. 73-74
- (87) なおハイマンは、市民社会を公的領域とするリベラルたちを批判している。Pateman, *The Disorder of Women* (*supra* note 46).
- (88) Jean L. Cohen and Andrew Arato, *Civil Society and Political Theory*, Cambridge, Mass: MIT Press, 1992. シムは「ローヘン・ソブライターの定義に従ってシム, *op. cit.*, *supra* note 17, p. 117)。
- (89) たとえば、ユルゲン・ハーバーマス (細谷直雄・山田正行訳) 『公共性の構造転換——市民社会の「カテゴリー」についての探求』(第一版) 未来社 (東京) 一九九四年；同 (河上倫逸・耳野健二訳) 『事実性と妥当性：法と民主的法治国家の討議理論に関する研究』未来社 (東京) 二〇〇三年一月—二〇〇三年五月。
- (90) Phillips, *op. cit.*, *supra* note 175, pp. 74-75.
- (91) 斎藤前掲書 (脚注一六二) 八九—一〇〇頁。
- (92) 旗手俊彦は、市民社会が政府セクター、民間セクター、非営利セクター (第三セクター) の三つのセクターのいずれに属するのかわからないという問いに対し、「公共空間としての市民社会」は、「これら三つのいずれにも関わっているので」、「これら三つのセクターのいっぺんを重心に位置している」と応えている。市民社会の機能に注目した大藁興味深い提案である (『市民的リベラリズムと現代日本の市民社会』今井弘道編『新・市民社会論』一四三—一四四頁)。
- (93) Chambers, *op. cit.*, *supra* note 169, p. 98.
- (94) Sidney Tarrow, *Power in Movement: Social Movements and Contentious Politics* (Second edition), Cambridge: Cambridge University Press, 1998, p. 2.

- (195) タロウは社会運動を「闘争的な政治の連鎖 (the sequence of contentious politics)」と定義している (ibid.)。
- (196) たとえば、世界でも有数の難民援助に取り組み国際的な非政府活動組織である英国を本拠とするオックスファム (Oxfam) は、一九九〇年代より、英国政府や国連に対して難民政策に関するキャンペーンを開始している。こうしたキャンペーン活動は、今日では現地で直接難民支援にあたる事業活動と並んでオックスファムの活動の柱になっている (二〇〇三年八月二〇日に実施したオックスファム、エデュケーション・キャンペイナリーのベン・フィリップス氏へのインタビューによる)。
- (197) Eto, op. cit. supra note 160, "Women's Leverage on Social Policymaking in Japan," *PS: Political Science and Politics: Women's Activism and Social Policy-Making: How Japanese Women Challenged Male-Dominated Politics*, *Taking Initiative: Women's Leadership on National Issues: "Social Policy in an Aged Society: Confusion in the Reform Process and its Consequences"*, M. Nakano ed., *New Japanese Political Economy and Political Reform: Political Revolution From Above*.
- (198) 二〇〇三年九月三日に筆者が行ったインタビューによる。
- (199) 江原由美子「フェミニズムの七〇年代と八〇年代」江原由美子編『フェミニズム論争——七〇年代から九〇年代へ』勁草書房 (東京、一九九〇年、一三三—一三七頁)。
- (200) 本稿上巻、「フェミニズムとジェンダー」の項参照。
- (201) もっとも、フェミニストたちの社会運動が全く消失したわけではない。一九七五年に設立された「国際婦人年をきっかけとして行動する女たちの会」(一九八五年、「行動する女たちの会」に改称) は、解散する一九九六年までメディア、教育、労働におけるジェンダー・バイアスに対する異議申立ての活動を展開し、メディアや教育現場におけるステレオ・タイプな女性観の修正や男女雇用均等法の成立に力を尽くしていた(行動する会記録集編集委員会編『行動する女たちが拓いた道——メキシコからニューヨークへ——』未来社(東京)、一九九九年)。
- (202) 江原前掲書(脚注一九七)、一五頁。
- (203) Bartley, Sandra (1997), *Broken Silence: Voices for Japanese Feminism*, Berkeley: University of California Press, 1997, pp. 343-357.
- (204) 天野正子「フェミニズムのイズムを超えて——女たちの時代経験」岩波書店(東京)、一九九七年。
- (205) スクワイアスは、この時代の英国フェミニスト運動の失敗点として、グループごとに分節し、グループごとの違いを超えた統一的な運動体にまとまることできなかったこと、また結局こうした運動が中産階級の白人女性の間に終始したことを挙げている (sqw-

- Ires, op. cit., *supra* note 15, pp.176-177)。
- (206) Squires, op. cit., *supra* note 15, pp.176-177.
- (207) こうした女性の制度的な権利拡大を目的とした組織は、英語圏では、*right-based groups* と呼ばれる。
- (208) 二〇〇三年八月五日に実施した筆者による NAWO 代表アネット・ロソンン氏へのインタヴューによる。
- (209) この点については、日本の女性非営利事業組織の活動に詳しい日本国際交流センター事務局長勝又英子氏へのインタヴュー(二〇〇二年五月一〇日)を参照。
- (210) 名和田星彦『コンツェニヤの法理論』創文社(東京)、一九九八年、一一五-百十八頁。
- (211) Eto, op. cit., *supra* note 160, "Women's Leverage on Social Policymaking in Japan", *PS: Political Science and Politics: Women's Activism and Social Policy-Making: How Japanese Women Challenged Male-Dominated Politics*, *Taking Initiative: Women's Leadership on National Issues: "Social Policy in an Aged Society: Confusion in the Reform Process and its Consequences"*, M. Nakano ed., *New Japanese Political Economy and Political Reform: Political Revolution From Above*.
- (212) 桜井裕子「エロロジ-危機とフェミニズム——エロロジカル・フェミニズム論争は終わったか」江原由美子編『フェミニズム論争』二二〇-一四六頁、長谷川公一「反原子力運動における女性の位置——ポスト・チュルノブイリの新しう『社会運動』」『レヴァイヤサン』第八号(一九九一年)、木鐸社(東京)、四一-五八頁；AMPQ, edited by Japan Asian Quarterly Review; foreword by Charlotte Bunch, *Voices from Japanese Women's Movement*, New York: Sharpe, 1996; Eto, op. cit., *supra* note 160, "Women's Leverage on Social Policymaking in Japan", *PS: Political Science and Politics: Women's Activism and Social Policy-Making: How Japanese Women Challenged Male-Dominated Politics*, *Taking Initiative: Women's Leadership on National Issues: "Social Policy in an Aged Society: Confusion in the Reform Process and its Consequences"*, M. Nakano ed., *New Japanese Political Economy and Political Reform: Political Revolution From Above*.
- (213) 介護保険制度の成立が、一女性グループのキャンペーンだけで促されるほど単純でないことは言うまでもない。政治エリート側からみた本制度成立の政策過程に関しては衛藤幹子「連立政権における日本型福祉の転回——介護保険制度創設の政策過程——」『レヴァイヤサン』臨時増刊(一九九九年)、木鐸社(東京)、八三-一一〇頁参照。
- (214) Eto, op. cit., *supra* note 160, "Women's Leverage on Social Policymaking in Japan", *PS: Political Science and Politics: Women's Activism and Social Policy-Making: How Japanese Women Challenged Male-Dominated Politics*, *Taking Initiative: Women's Leadership on National Issues: "Social Policy in an Aged Society: Confusion in the Reform Process and its Consequences"*, M. Nakano ed., *New Japanese Political Economy and Political Reform: Political Revolution From Above*.

en' *Leadership on National Issues*: "Social Policy in an Aged Society: Confusion in the Reform Process and its Consequences", M. Nakano ed., *New Japanese Political Economy and Political Reform: Political Revolution From Above*.

(25) Ibid.

(26) Ibid.

(27) 二〇〇三年六月十九日、経産省が実施したウーマン・ウーマン事務局の原田雅子氏へのインタビュー記事。

(28) Elo, op. cit., supra note 160, "Women's Leverage on Social Policymaking in Japan", *PS: Political Science and Politics*; "Women's Activism and Social Policy-Making: How Japanese Women Challenged Male-Dominated Politics", *Taking Initiative: Women's Leadership on National Issues*; "Social Policy in an Aged Society: Confusion in the Reform Process and its Consequences", M. Nakano ed., *New Japanese Political Economy and Political Reform: Political Revolution From Above*.

(29) A Gender Agenda: Asia-Europe Dialogue (Phase 2), 15-18 September, Tampere in Finland ㊦㊧㊨ Public Symposium ㊩ ㊪㊫㊬ In-ho Lee, President of the Korea Foundation ㊭㊮㊯㊰㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿。